



Title	W T Oにおける非特惠原産地規則の調和作業の状況について
Author(s)	長谷川, 実也
Citation	長崎大学経済学部研究年報, 34, pp.27-43; 2018
Issue Date	2018-06-30
URL	http://hdl.handle.net/10069/38346
Right	

This document is downloaded at: 2018-11-14T17:46:30Z

WTOにおける非特惠原産地規則の調和作業の状況について

長谷川 実 也

Abstract

Non-preferential rules of origin (ROO) apply to trade policy measures such as quota, trade remedy measures, origin labelling, in comparison with preferential ROO that determine the eligibility of preferential treatment provided by FTA and EPA.

WTO has started the harmonization work programme (HWP) of non-preferential ROO in 1995 for establishing harmonized non-preferential ROO (HRO). This paper studied the progress so far and the recent situation of the HWP, analyzed the necessity of the HRO in the midst of more than 20 years of unsuccessful attempts of the completion of the HRO, and suggested possible ways forward of the HWP.

Keywords: Non-preferential Rules of Origin, Harmonization Work Programme, WTO

キーワード：非特惠原産地規則，調和作業，WTO

はじめに

近年，原産地規則のうち，自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）の進展により，加盟国間での特惠の適用に用いられる特惠分野の原産地規則（特惠原産地規則）が注目されてきている。原産地規則には，特惠以外の分野に用いられる原産地規則（非特惠原産地規則）があり，非特惠原産地規則については，世界貿易機関（WTO）において，1995年より国際的に統一された原産地規則（以下，「調和原産地規則」という。）を策定するため作業（以下，「調和作業」という。）が行われてきた。本稿では，調和作業のこれまでの進捗，現在の状況，また，開始後20年以上が経過しても作業が完了しない中，調和原産地規則の必要性について検証し，今後の作業の在り方について検討する。

1. 原産地規則とは¹

原産地規則は，国際的に取引される製品の国籍である原産地を認定するための規則であり，関税率（WTO 協定税率，ダンピング防止税，特惠関税等）の適用，貿易統計の作成，数量割

1 長谷川（2003）参照

当など、製品の国籍（原産地）により異なった扱いが必要とされるあらゆる通商政策上の措置に用いられる。

原産地規則は、開発途上国に対する一般特惠関税に基づき開発途上国に与えられる特惠や、自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）において加盟国に与えられる特惠に適用される特惠分野の原産地規則（特惠原産地規則）と、それ以外の非特惠分野（例えば、WTO 協定税率、ダンピング防止税、貿易統計、原産地表示）に適用される原産地規則（非特惠原産地規則）に分けられる。

2. WTO原産地規則協定制定までの経緯²

産品が1つの国で全て生産されるような状況では、原産地の決定の対象は1か国であり、その決定は容易であるが、企業活動の国際化の進展に伴い、原材料を海外から輸入し、最終製品に至る製造加工過程が複数の国々にまたがるのが日常的な状況では、そのうちの1つの国を当該産品の原産地として決定することが必要となる。

原産地規則は、技術的にみて最も重要な工程を行った国を原産国と認定するといった本来中立的なものであるべきであるが、実際には、通商政策上の措置を適用する国の都合により恣意的な認定が行われ、特に、1980年代後半に日系企業が海外で現地生産した産品を、輸入国側で日本製と恣意的に認定した上でダンピング防止税や数量規制の適用対象にしようとした事例³がみられたため、我が国などの要請により、ウルグァイ・ラウンド交渉において原産地規則が取り上げられた。

交渉過程において我が国等は、特惠分野をもカバーする統一原産地規則を策定すべきと主張したのに対し、ECは特惠分野の原産地規則の統一化には消極的であったため、交渉の結果、非特惠分野の原産地規則について国際的に統一するための作業（調和作業）を行うこととされ、原産地規則に関する協定（Agreement on Rules of Origin）（以下、「原産地規則協定」という。）がとりまとめられた。

3. WTO原産地規則協定

原産地規則協定は、産品の原産地の認定するための原産地規則を具体的に定めるのではなく、国際的に統一された原産地規則を策定するため作業である調和作業（Harmonization Work Programme of Rules of Origin（HWP））の枠組みを規定（同協定第4部）している。また、調和作業が完了するまでの間（経過期間）の規律として、加盟国が適用する原産地規則の基準の明確化を図ること、貿易制限的に運用しないことなど加盟国が遵守すべき義務を規定（同協定第2条）している。

2 長谷川（2003）参照

3 米国リコー複写機問題、英国日産車問題（詳細については、長谷川（2003）参照）

4. 原産地規則の調和作業

(1) 作業内容⁴

原産地規則協定において、原産地とは、「ある物品につき、当該物品が1の国で完全に生産された場合にはその国、又は、2以上の国が当該物品の生産に関与している場合には最後に実質的な変更が行われた国」と一般的に定義されている。調和作業では、各国の恣意的な認定を防止するため、「1の国で完全に生産された物品」の具体的定義、又、「実質的な変更」については、どのような作業・加工が「実質的な変更」に該当するかにつき、HS品目表⁵の個々の品目ごとに明確に規定していく作業が行われた。

調和作業は、WTOとWCO（世界税関機構）が、原産地規則協定によりそれぞれに設置された専門の委員会により共同で行うこととされ⁶、原産地規則協定上その作業開始から3年以内（1998年7月まで）に終了することとされていたが、HS品目表の約5000にも及ぶ品目について規則を作成するというそもそも作業量が膨大であったこと、又、多くの品目についてどのような規則にするかにつき各国の主張が対立したことから、期限内の作業の終了は困難であり、その後、終了期限は度々延長されることとなった。

(2) 合意に向けた取組み

1999年5月、WCO側における技術的検討はすべて終了し、その検討結果は486の未合意事項も含めて全てWTOに報告され、その後はWTOの原産地規則委員会（以下、「CRO」という。）において未合意事項について検討が行われた。

2000年以降は、2001年の第4回閣僚会合（ドーハ）又は遅くとも2001年末までに解決すると共通理解の基に精力的に交渉が行われ、未合意事項の解決のペースは加速し、2002年6月までに348事項を解決し、未合意事項は138事項までに絞られた。しかしながら、残された事項についての各国の対立が大きく、このままでは進捗が見込まれないことから、2002年7月、その中でも特にコアの問題⁷とされた事項につき、その解決のため、CROから一般理事会へ送付さ

4 長谷川（2003）参照

5 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）（昭和62年条約14号）附属書に定める品目表

6 WTOにおいては原産地規則委員会が、WCOにおいては原産地規則技術委員会が設置され、WCO側が技術的な観点から規則案を作成し、WTO側がそれを基に貿易政策的な観点から検討し規則を策定することとされた。

7 未合意事項の中で重要とされた94事項、そのうち、CRO議長が特に重要と判断した12事項として、影響問題及び特に対立が大きい11の個別品目に係る事項がある。

影響問題とは、調和作業により作成された原産地規則（調和原産地規則）と他の協定との関係、すなわち、調和原産地規則が他の協定における加盟国の権利・義務に及ぼす影響をいい、米国などが、それが調和作業の妨げとなっており何らかの解釈的決定が必要と主張し、案文の検討作業が行われたが合意に至っていない。

11の個別品目に係る事項には、鉄鋼製品のめっき及びその他のコーティングにつき、それをを行った国を原産国と認めるかどうか、また、糸又は織物・編物の染色を行った国を原産国と認めるかどうか（認める場合は染色単独か又は他の工程との組合せか）などの事項がある。

れた⁸。

その後、2007年まで毎年、解決の期限を延期しつつ、CRO議長は、一般理事会議長からの要請により、94の事項の解決のため加盟国との精力的な協議を実施した。これら協議の結果、意見が対立し依然各国の立場が集約しなかった事項についても、CRO議長が複数のオプションから1つのオプションを提示し、それらを反映した調和原産地規則のドラフト(案)⁹(以下、「統合テキスト」という。)が2007年に作成された。統合テキストは、その後実施された技術的検討の結果を反映して、6次に渡って更新されている¹⁰。

統合テキストは、CRO議長が案を提示した品目別規則については未合意としてブラケットが付されているものの、機械分野については、関税分類変更基準及び付加価値基準の2つのオプションに、それ以外の品目については1つのオプションに絞り込まれたものとなっている。

(3) 調和作業の停止へ

2007年7月、CROは一般理事会に対し、影響問題¹¹及び機械分野¹²の解決の問題に直面し、その解決なしにはこれ以上の作業の進展は困難であるとして一般理事会のガイダンスを求めるとともに、ガイダンスがあるまでの間、CROは技術的事項の解決に向けた作業の継続することを提案し、一般理事会の了承を受け、その後CROは技術的事項の検討を実施した¹³。また、2011年10月以降、統合テキストを最新のHS品目表に適合される作業¹⁴が行われた。

その後、技術的な検討が必要な事項の検討はほぼ終了してきたことから、加盟国の間で次第に作業継続のモーメントが失われてきた。その結果、2013年のCROの物品の貿易に関する理事会(以下、「物品理事会」という)への報告¹⁵において、一般理事会に送付した事項についての一般理事会からのガイダンスがない中、調和作業の進め方について加盟国の意見は次のとおり分かれ、このような状況の中、CRO議長は今後の調和作業について、統合テキストのHS品目表への適合作業以外に具体的な議題の提案ができないとした。

(調和作業の進め方に係る加盟国の立場)

－調和原産地規則は、貿易救済措置、政府調達、ラベリング等に依然必要であるとして、調和作業の継続を主張

8 WTO (2002) G/RO/52参照

9 WTO (2007) Draft Consolidated Text of Non-Preferential Rules of Origin (G/RO/W/111) 参照

10 WTO (2010), G/RO/W/111/Rev.6 (2010年10月のCROの議論を反映し更新されたもの) 参照

11 注釈7参照

12 加盟国が関税分類変更基準及び付加価値基準のどちらかを選択(dual rules)とする案を議長は提案したが、一部の国が付加価値基準は多大なコストをもたらすとしてその採用に強く反対した。WTO (2007) WT/GC/M/109参照

13 WTO (2007) WT/GC/M/109参照

14 HS品目表は技術の進歩と貿易構造の変化に対応するため概ね5年毎に改正されている。統合テキストは1996年のHS品目表に基づき作成されたが、その後改正されたHS品目表に適合させるための改訂作業が行われた。

15 WTO (2013) G/L/1047参照。原産地規則協定第6条において、CROから物品理事会に毎年活動報告を行うこととされている。

—調和作業が開始された1990代後半から状況は変化しており、調和作業を完了させることはもはや重要ではなく、作業の頻度を下げ、他の分野（例えば、証明・検証手続き、特惠・非特惠両方の規則の透明性、通報）の作業に焦点を当てることを主張

—上記の2つの立場をとる加盟国には、調和原産地規則をガイドラインとして自主的に採用することで交渉を終了させる用意があるとする加盟国も存在

2014年3月、CRO議長から一般理事会議長に対し、ガイダンスを求めるレターを送付、それに対し一般理事会議長より、一般理事会に送った事項以外でCROが必要と考える事項につき作業を継続してほしいとの回答があり¹⁶、それを受けて同年4月のCROにて検討が行われ、調和作業の今後の進め方の検討に資するため、現行の非特惠原産地規則についてより理解を深めるための透明性活動（後述（4）参照）の開始が合意された¹⁷。

（4）透明性及び教育活動の実施

2015年以降、CROは、現行の非特惠原産地規則の設計（design）、範囲（coverage）及び効果（effect）についてより理解を深めるための透明性活動（transparency exercise）を開始した。

① 2015年：次の透明性活動（transparency exercise）の実施¹⁸

—一部の加盟国の自国の非特惠原産地規則及び適用経験についてのプレゼンテーション及び情報共有

—世界税関機構（WCO）、国際貿易センター（ITC）、国連貿易開発会議（UNCTAD）より原産地規則の国際貿易及び税関手続に与える影響についてのプレゼンテーション

② 2016年：2回（4月及び9月）の情報セッション（Information Session）において、産業界より現行の非特惠原産地規則が貿易やビジネス活動に与える影響についてのプレゼンテーション¹⁹

③ 2017年：1回（3月）の情報セッションの実施²⁰

透明性及び教育活動について、これら活動の会議事録及び事務局作成サマリー²¹より、その概要を表1のとおりまとめた。

2017年3月のCROにおいて、議長は当該活動を、「プレゼンテーションから、非特惠原産地規則は依然重要な貿易政策措置であることが確認された。いくつかのプレゼンテーションでは、透明性及び関連する法令へのアクセスの欠如、ラベリングに係る要件の不確実性、適用される規則により決定される原産地が異なることに伴う困難性、及び、証明・検証手続きに係る困難性が特に指摘された。」と総括し、加盟国に対し、当該活動の結果を棚卸し、次のステッ

16 WTO (2014) G/RO/W/152参照

17 WTO (2014) G/RO/M/62参照

18 WTO (2015) G/L/1127参照

19 WTO (2016) G/L/1159参照

20 WTO (2017) G/L/1188参照

21 WTO (2015) G/RO/M/64, WTO (2016) G/RO/M/65, WTO (2016) G/RO/M/66, WTO (2016) G/RO/W/162, WTO (2016) G/RO/W/167, WTO (2017) G/RO/W/170参照

表1：透明性及び教育活動の概要

()内：WTO 文書番号

説明者	説明の概要	
WTO (事務局) (G/RO/M/64)	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国の通報から、約1/3の44加盟国・地域が非特惠原産地規則を適用、約1/3の52加盟国が非適用。 非適用としている加盟国が、ラベリング、ダンピング防止措置、数量割当といった原産地の決定が必要な貿易政策措置をどう執行しているのか不明で、現行の非特惠原産地規則の範囲、目的、設計及びその影響に関するパターンや傾向を知るため、通報内容の検討することを提案。 	
(G/RO/W/167)	<ul style="list-style-type: none"> グローバル・バリューチェーンの進展による生産の細分化 (fragmentation) は価値や工程の複雑な分配 (distribution) を意味するが、企業は設計、調達、製造の決定において、どのように非特惠原産地規則を取り込んでいるのか不明。 非特惠原産地規則は1つの原産地を決定することを求めるが、生産の細分化はそれを複雑なものとする。また、最後の実質的変更 (last substantial transformation) が行われた国として決定された原産地は、最終製品の本質的特徴 (essential characteristics) とは必ずしも合致せず、決定された原産地は人工的 (artificial) で論理的でない (lack of logic) ものとなる。 数多く存在する多様な国内規則は産業界に不確実性を加える。グローバル企業は、製造時には最終仕向け地は不明で、どの規則を適用するのかわからない。このため、企業は材料を追跡 (track) し、最終製品の原産地を検証するためのITやマニュアルのツールに投資し、多大なコストをかけている。 	
WCO (G/RO/M/64)	<ul style="list-style-type: none"> 税関当局や事業者は、調和原産地規則がないことにより、各国の異なる規則 (スパゲッティ・ボール状況) への対応という困難に直面。 調和原産地規則がない中、貿易円滑化のため、WCOは手続面 (証明、検証、事前教示等) のガイドライン等の作成に焦点を当てて活動。 	
他の国際機関・専門機関等		
	非特惠原産地規則が問題となる貿易措置及び非特惠原産地規則が与える影響について	非特惠原産地規則の調和の必要性及び調和以外に望むことについて
UNCTAD (G/RO/M/65)	<p>原産地にかかる技術支援の経験から、貿易関係者及び各国政府にとって適用される規則が不確実であることが問題。</p> <p>調和された規則がない状況では、彼らは安定した状況 (変化を恐れ、慣れた現行のルールを好む) を求めるが、一方で高い予見性を求めている。</p>	
(G/RO/W/170)	<p>以下の2つの調査プロジェクトについて説明。</p> <p>1. 調査会社による民間部門での非特惠原産地規則の重要性の調査。</p> <ul style="list-style-type: none"> ドイツ及びスイスで16の企業からの回答及び両国の商工会議所へのインタビュー 60%の企業が非特惠原産地規則は関係すると回答 (特惠は80%) 1/3が原産地表示 (マーキング) に関係すると回答。ほとんどの企業が、原産地の要件が取引に悪影響を与える時のみ重要と回答。 証明書が必要となる理由として、顧客、輸入国、銀行からの要請をあげ、証明書の取得のコストに不満があるとし、大半が自己証明の採用を望んでいる。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 大半の企業が原産地規則の簡素化、調和化を望んでおり、2つの方法、最後の実質の変更の明確化、全世界的なITツールの開発、があげられている。 <p>2. 発表者とEU大学機構との共同調査（調和原産地規則と4つのFTAの特恵原産地規則の比較）</p> <ul style="list-style-type: none"> 品目分野によって、用語は異なるものの同様の内容であり、ベストプラクティス及びビジネスにおける選好（business preference）を反映している。 これら品目分野の調和は、規則の簡素化につながり、また、他の困難な品目分野にかかる作業にも資する。 	
ノルウェー税関 (G/RO/W/162)	<ul style="list-style-type: none"> 産業界にとって、規則が正確かつ簡素であることが必要。その観点で規則の改正を実施 多くの部品を用いて製品を製造する企業にとって、輸出先毎の異なる規則は、貿易の複雑性及びコストを高める。 	規則は調和されるか、または、政府は、できる限り簡素かつ透明性が高いものとするべきである。
ITC (the International Trade Centre) (G/RO/M/65)	ITCが行った非関税障壁の調査プログラム結果について紹介。非関税障壁の22%が原産地規則に関するもので、報告された障害のほとんど全てが輸出国で発生。	
ICC (the International Chamber of Commerce) (G/RO/M/65)	<ul style="list-style-type: none"> より複雑なグローバル・サプライチェーンが出現する中、非特恵原産地規則の広がりには憂慮すべき問題。 生産者のみが原産地を決定できるが、生産時には最終仕向地はわからず、ラベリング等の規則の不確実性が製造及び貿易コストを高めている。 非特恵原産地規則のコンプライアンス（遵守）・コストが増加する一方で、特恵原産地規則のように遵守することによる目に見えるメリットがない。 	多角的な規則を求めるが、代案として、輸入国における輸出国の原産地レジームの相互認証を求める。
(G/RO/W/162)	<ul style="list-style-type: none"> 全世界で商工会議所は50百万の原産地証明書を発給。 生産者及び輸出者は多くの複雑で異なる規則を理解することの困難に直面。原産地は、生産時ではなく輸出時に問題となる。 証明手続き（原産地証明書を取得し輸出先での受け入れてもらう）は手間がかかり、時間の遅れ及びコストをもたらす。 輸出者の観点から特恵、非特恵の区別はなく同様にコストがかかる一方で、特恵のような明確なメリットがない。 	<ul style="list-style-type: none"> 同じ品目に多くの規則が存在しており、調和は国内ルールの複雑性及び多様性を低減し、コンプライアンスを促進する。 調和以外にも、書類などの手続きの簡素化、電子証明の受入れ国の増加が国際貿易を促進する。

<p>英国商工会議所 (G/RO/W/170)</p>	<ul style="list-style-type: none"> メンバー企業（75,000）への証明書の発給を実施。 2015年、非特惠500,000件、特惠100,000件を発給。証明書はほとんど電子化（要望により紙への対応）。 国際商工会議所は、ガイドラインを確立し、証明書の信頼性等を確保するため、ベストプラクティスの推進、発給手続きの調和を進め、国際貿易の不確実性の減少に貢献してきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 原産地決定には不確実性が依然存在し、非特惠原産地規則の調和によりなくすることができる。 調和の効果は、EUの経験を見ればわかるように、これをグローバルに広げることができる。 複雑なグローバル・サプライチェーンを採用する企業にとって、調和された規則は必要。
<p>Mendel Verlag GmbH & Co.及びスタットガルト地域商工会議所 (G/RO/W/167)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ラベリングが義務とされているかについて、108の関税地域で調査。23%が義務、71%が一部の品目について義務、6%は必要とされていない。 ラベリングの要件は想像より複雑で、具体的な内容は不明な点が多く、不確実性、リスク、コストの要因となっている。 要件の理解が困難なため、大小両方の企業にとり大きな負担である一方で税関では厳しく執行される。 税関手続き、消費者保護の両方で要件とされる一方、双方の規則は異なり、違う原産地となることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ラベリング要件の情報へのアクセスの改善し、透明性を高めるべきである。 簡素化の方法として、トレイサビリティを目的とすることに意味を持たせるために、消費財（小売対象でない中間財は除く）のみに義務化することを提案する。 ラベリング義務の執行は、税関ではなく、消費者保護当局による市場でのサーベイランスによって行うことを提案する。
<p>産業界</p>		
<p>NIKE (G/RO/W/162)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原産地規則は、特惠、非特惠両方の規則がスポーツ用品産業に影響を与える。 非特惠原産地規則は、マーキング、貿易救済措置、輸入禁止措置（数量割当、禁輸）の書類義務及び要件に影響する。 非特惠原産地規則の数及び多様性が障害、各国は、異なる目的に異なるルール、多くの例外規定を適用、これは190か国と貿易するNIKEにとってチャレンジ、予見性のなさ、厳しいペナルティも問題である。 靴の場合、特惠の規則と非特惠の規則(甲(upper)と底(bottom)を張り付けた国が原産地)が異なり、矛盾した結果をもたらす。原産地の目的がトレイサビリティ及び消費者への情報提供であるとするれば、「実質的変更」の場所を原産地とすることの理論的根拠(rationale)に疑問がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的に簡素化され、調和された規則は有用である。 規則は、最終工程(the last step)に基づくものではなく、最新の生産パターンに適合させるため、重要な(critical)工程、さらには、中間工程及び材料(デザイン、開発、知的財産権コスト)を反映したものにすべきである。

<p>Export council of Australia 及び Excon International Pty. Ltd (G/RO/W/162)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 非特恵原産地証明書の理論的根拠 (rationale) また正当性 (justification) は明確ではない。多くの場合に、銀行、顧客は必要書類の1つとして、原産地の保証のために原産地証明書を求めるが、手間及びコストの負担は大きく、もっとコストのかからない方法があると考える。 • 例えば、国によって大使館の輸出証明が必要とされるが、証明書は本当にコストに見合った付加価値及び正当性の保証になっているのか疑問である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 原産地要件を簡素化するため次の方策の採用を提言。 ①自己証明の採用、②電子的な証明の採用、③国際的に簡素化かつ調和された規則の導入、④(証明書が引き続き必要とされた場合には) 非特恵原産地証明書を発給する機関の増大、⑤(手続きを簡素化していくため) 顧客及び税関職員の教育・研修の実施
<p>CISCO Systems (G/RO/W/167)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国際的な調和された規則がないことは、巨大な多国籍企業にとって、全ての部品及び工程を継続的に追跡 (track) する必要があり、コストかつリスクである。 • 全ての工程が単なる組み立て、軽微な工程でないように確保するルールを社として採用。実質的変更の国ごとのルールが異なるため、最も厳しい基準を満たすようにしている。 • 再生品、分解品、再製造品 (recycling, disassembly, remanufacturing) の扱いにつき、ほとんどルールがなくチャレンジに直面、ソフトウェアの扱いも同様。 • IT業界にとって、関税分類変更基準は不適切で、付加価値基準も一貫性がなく不確実(特に、多くの部品及び知的財産権のインプットがある品目)である。加工工程基準が、予見性があり最も適切である。 • IT業界にとって、サプライチェーンの安定性を確保するため予見性が必要であるが、非特恵原産地規則は、貿易救済措置、ラベリング、消費者保護、政府調達への影響のため、大きなリスクであり、そのコンプライアンス(遵守)に多大なコストをもたらしている。 • 非特恵原産地規則が要求する原産地を1つに決定することは、過度に手間がかかる (overly cumbersome)。 	<ul style="list-style-type: none"> • 非特恵原産地規則及び証明手続きはグローバルな戦略を持つ多国籍企業に多大な遵守コストの投入を強いるが、調和された規則があればそれから解放される。 • 調和された規則がない場合であっても、政府に品目分野別に規則、少なくともガイドラインの作成を求める。

<p>Bosch GmbH (G/RO/W/167)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 商品が複数の箇所で製造される場合の原産地の決定は複雑で、同じ商品でも、納入先の要望により部品の変更などの調整が必要となる。 設計段階では、それぞれの部品をどこで製造するかは必ずしも判明せず、どこから調達し、どこで製造、どこで検査するかは各段階で決定されるため、原産地の決定は複雑で、時には不可能である。また、輸出時に適用される規則が判明した場合、適切な原産地表示を行うには遅すぎる（又はコストが多）こととなる。 原産地の決定は多大な手間がかかり、部品、工程の追跡（track）が必要で、それにはサプライヤーの完全な協力が必要。特に、付加価値基準の場合、価格やトレード・シークレットといったセンシティブな情報が必要だが、国際的にそれらを電子的に交換するものはなく、マニュアルにより書面で行うしかなく、コストを高めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 統一され標準化された規則がビジネス及び貿易を促進する。 数量割当や貿易救済措置の適用といった必要性がない場合は、原産地要件は無くしてほしい。必要な場合でも産業界にとって扱いやすい単一の国際ルールにしてほしい。
<p>Arçelik A. Ş. Turkey (G/RO/W/167)</p>	<ul style="list-style-type: none"> トルコの非特惠原産地規則の要件は経済的な国籍を求めるが、特惠のようなベネフィットはない。 輸入には国内規則に基づく原産地証明書の提出が必要。 	
<p>Google Brazil (G/RO/W/167)</p>	<ul style="list-style-type: none"> IT製品を扱う Google は、他の発表者が述べた同様のチャレンジに直面。 ブラジルにおいて、それまでガイドラインが存在しなかったが、国内法令を改正し非特惠原産地規則を明確化したことによってメリットがあったことを説明。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的ルールは、中小企業がグローバル市場に参加することに貢献する。 透明性及び予見性は、十分なリソースのない中小企業にとってより必要。 調和作業は困難とされているが、各国の国内ルールには確かに類似性があり、国際機関によりその分析を行うことは、調和作業のコスト・ベネフィットを測ることに役立つと主張。
<p>Ashland Services B.V. (G/RO/W/167)</p>	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンスのため専門の部署を設け、サプライヤーの密接な協力のもと原産地を認定。 直面しているチャレンジとして、EU Originではなく個々の国の表示を求められること、調和されたルールがないこと、また、全ての産品が化学反応を経るわけではなく、混合、研磨、希釈(blend- 	<ul style="list-style-type: none"> 原産地規則は、明確かつ理解しやすく、安定したものであれば、産業界として必ずしも問題とはしていない。 手続き及び書類のコスト（産品や材料を追跡（track）するための IT シ

	<p>ing, grinding, diluting) といった工程が頻繁に用いられるが、それらが軽微な変更かどうか明確でなく、原産地を決定する際のリスクである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • さらに状況を悪くしている点として、1つは、サプライヤーは原産地要件をよく理解しておらず、時には外国の税関が求める必要な書類が用意できないこと、もう1つは、税関当局が求める書類などの要件が国によって異なること。 	<p>システムや人的資源) を削減する取り組みは歓迎。</p>
--	--	---------------------------------

プを検討するよう要請し、例えば、当該活動を、ラベリング、特定品目分野、貿易救済措置、原産地証明などのトピックを絞って行うことが考えられるとした（それに対し米国はラベリング、貿易救済措置といったトピックはセンシティブな問題であるとして消極的な反応を示した）。さらに、議長は、非特惠原産地規則にかかる作業について革新的なアプローチが必要であるとした²²。

議長が求める革新的アプローチとして、2016年11月、スイスは、透明性及び教育活動の結果を踏まえ、非特惠原産地規則を簡素化（streamline）するための原則及びガイドライン（principles and guidelines）を提案し、2017年3月のCROにおいて議論が行われた（後述（5）参照）。

2017年の物品理事会への報告において、CRO議長より加盟国に対し、透明性及び教育活動から得られた主要なメッセージを熟考し、非特惠原産地規則に係る作業を進めるための他の選択肢を追及してほしいと要請し²³、次回CRO会合で具体的提案に係る検討が行われる予定とされている²⁴。

（5）スイス提案

2016年9月のCROにおいて、スイスは、透明性及び教育活動の結果から、「原産地規則が調和されていないことにより、原産地要件のコンプライアンス（遵守）・コストが増加し、グローバル・バリューチェーンへの障害、特に、開発途上国の零細・中小企業に困難をもたらしている」と総括し、非特惠原産地規則を簡素化（streamline）するための原則及びガイドライン（principles and guidelines）についての新たな議論を開始することを提案し、その議論を明確とするための質問として以下を提示した（その後、当該提案を作業文書として提出）²⁵。

ーグローバル・バリューチェーン及び零細・中小企業のニーズを非特惠原産地規則にどう反映できるか。

22 WTO (2017) G/RO/M/68参照

23 WTO (2017) G/L/1188参照

24 WTO (2017) WTO 2017 News items 参照。次回CROは、WTO ホームホームページによれば4月18日～19日に予定されている。

25 WTO (2016) G/RO/M/67参照

- －コンプライアンス・コストを減少させるため何ができるか。
- －地域貿易協定の原産地規則の運用から何を学ぶことができるか。
- －非特惠原産地規則は、経済のデジタル化を活用するためにどのような改善ができるか。

さらに、スイスは、透明性及び教育活動の結果を踏まえた、非特惠原産地規則を簡素化するための原則及びガイドライン案を提案し²⁶、これらスイス提案については、2017年3月のCRO会合で議論され²⁷、その中でスイスは、2016年末以降、本提案について少数国で非公式に検討を進めてきているが、できる限り早く全体会合に報告したい、また、検討に参加を希望する国を歓迎すると発言した。

出席国からは、スイス提案に対し、原産地規則協定が求める作業の目的及びマンデートに従ったものかどうか加盟国の共通の理解が必要である、既に存在するガイドラインを活用するなどこれまでの作業の重複・繰返しとならないようにすべきとのコメントが出されたが、スイス提案は現実的なアプローチであるとして概ね支持する意見が出され、CRO議長より加盟国に対し、提案をCRO全体で検討できるようスイスと共同し作業していくことが懇諭された。

スイスは、アプローチの進め方として、第10回閣僚会議（ナイロビ）での後発開発途上国（LDC）向け特惠原産地規則にかかるナイロビ閣僚決定²⁸のフォーマットが参考になるとしている。

これは、バリ閣僚決定²⁹及び当該決定の強化を図った上記ナイロビ閣僚決定を受けたLDC向け特惠原産地規則の改善のメカニズム³⁰であり、非特惠原産地規則についても同様のメカニズムを活用し、スイスが提案するような原則及びガイドラインに従い、各国が自国の非特惠原産地規則を改善し、その結果を通報及びレビューしていくことが考えられる。

5. 調和作業の今後の進め方の検討

(1) 調和原産地規則の必要性の検証

透明性及び教育活動において、グローバル・バリューチェーンの進展による生産の細分化（fragmentation）により、企業、特に、グローバルに活動する多国籍企業は、商品の生産工程、すなわち、設計、部品・材料の製造・調達、製造の各段階をグローバルに分配し、部品・材料の製造・調達先、商品の製造地などは各段階で決定され、さらに、商品の最終仕向地は輸出時まで判明しない状況であり、各国が多様でかつそれぞれが異なる非特惠原産地規則を適用

26 スイスが提出したこれら提案は作業文書（JOB/RO/6及びJOB/RO/7）として配布されており、非公開文書であることから、その具体的な内容は不明である。

27 WTO（2017）G/RO/M/68参照

28 WTO（2015）WT/L/917/Add.1参照

29 WTO（2013）WT/L/917参照

30 加盟国がLDC向けに適用する一般特惠によるLDC製品の市場アクセスを円滑化する観点から、当該一般特惠に適用される原産地規則につき、各国は規則を作成・確立する際に配慮すべき基準や書類要件についての具体的内容をガイドラインとして定め、また、透明性を高めるため、このガイドラインに従って加盟国が作成・確立した規則及び輸入データ（利用率計算のため）のWTOへ通報及び、原産地規則委員会による毎年のレビューの実施が規定されている。

する状況では、企業は、最終段階までどの規則が適用されるのか分からないというリスクに直面している。このため、企業は各工程、使用される部品・材料を追跡（track）し、最終製品の原産地を検証できるようにするための IT システムやマニュアルのツールに投資し、多大なコストをかけているとの指摘がなされている。

また、国によって原産地を決定する「実質的変更」の基準が異なるため、最も厳しい基準を満たすようにしているという企業もあり、非特惠原産地規則は企業のグローバル・バリューチェーンの決定そのものに影響を与えていると言える。

このように、非特惠原産地規則が産業界に与える影響は大きく、コンプライアンス（遵守）に要するコストは多大であり、国際的に統一された非特惠原産地規則の必要性は依然高いものと考えられる。

(2) 非特惠原産地規則の目的・設計の整理の必要性

透明性及び教育活動における非特惠原産地規則をコンプライアンス（遵守）することのベネフィットについて、特惠及び非特惠の区別なく原産地規則のコンプライアンス（遵守）にコストがかかるものの、非特惠原産地規則には、特惠原産地規則の遵守により得られる特惠関税の享受といった目に見えるメリットがないとの指摘がなされている。

非特惠原産地規則と特惠原産地規則の大きな違いとして、特惠原産地規則は対象となる産品が特惠対象か否かのみを決定するものであるのに対し、非特惠原産地規則は、産品の原産地を1つに決定することを求めることにある³¹。

透明性及び教育活動において、生産の細分化（fragmentation）により、非特惠原産地規則が要求するように、原産地を1つに決定することは複雑及び過度に手間がかかることが指摘されている。また、1つに決定された原産地について、

- 最後の「実質的変更」が行われた国として決定された原産地は、商品の本質的特徴（essential characteristics）とは必ずしも合致せず、決定された原産地は人工的（artificial）で論理的でない（lack of logic）ものである、
 - 原産地の目的がトレーサビリティ及び消費者への情報提供であるとすれば、「実質的変更」の場所を原産地とすることの理論的根拠（rationale）に疑問がある、
- といった指摘もなされた。

さらに、原産地証明についても、

- 非特惠原産地証明書の理論的根拠（rationale）また正当性（justification）は明確ではない。
- 多くの場合に、銀行、顧客は必要書類の1つとして、原産地の保証のために原産地証明書を求めるが、証明書は本当にコストに見合った付加価値及び正当性の保証になっているのか疑

31 特惠原産地規則は、対象となる産品が特惠の対象か否かのみを決定するものであり、例えば、メキシコから米国に輸入される産品 A について、NAFTA の特惠原産地規則は産品 A が NAFTA の特惠対象か否かを決定するのみで、仮に、産品 A が NAFTA の特惠原産地規則を満たさない場合（NAFTA 原産地規則上はメキシコ産でない）には、産品 A の原産地かどこか決定する必要はない。一方、産品 A が原産地の表示（ラベリング）を求められる場合、その目的のために適用される非特惠原産地規則によって原産地を1つに決定（例えば、メキシコ）する必要がある。

問である、
との指摘がなされている。

これらは、非特惠原産地規則が1つの原産地を決めることを求める目的は何か、また、決定された原産地はその目的に合ったものなのかという、非特惠原産地規則の目的（purpose）及び設計（design）に対する問題提起であり、それに対して、貿易政策措置毎に問題点を整理する必要があると考えられ、2017年のCRO³²で議長が提案したような、ラベリング、特定の品目分野、貿易救済措置、原産地証明などの貿易政策措置毎に事項を絞った透明性及び教育活動を今後追加的に行うことにより、非特惠原産地規則の目的及び設計にかかる問題点を整理することが望ましいと考える。

（3）調和作業の再開の可能性

前述のとおり、統合テキストは、加盟国間で対立のある品目についても議長が案を示し、また、技術的部分の検討はほぼ終了したもので、未合意ながら全体として1つに集約され、調和原産地規則のドラフト（案）としてほぼ完成されたものであり、後は、加盟国が統合テキストを調和原産地規則として受け入れることに合意できるかどうかであると言える。

影響問題の解決を主張する米国などが、その消極的立場を変更して統合テキストを調和原産地規則として受け入れることは考えられず、また、調和原産地規則のドラフト(案)について、技術的検討も含めほとんどの作業が終了している状況において、調和作業の完了を目指して作業が再開される可能性は少ないと考える。

（4）非特惠原産地規則の簡素化に向けた作業の必要性

調和作業を再開し、調和原産地規則について合意することは困難であるとしても、透明性及び教育活動から明らかとなった産業界への影響を踏まえると、非特惠原産地規則の改善は早急に図っていく必要があると考えられる。

この方策として、当該活動から得られた知見を踏まえ、①非特惠原産地規則の対象となる原産地要件を最小限にすること、②規則・証明手続きを簡素化・明確化・収れんすること、が有効な手段であると考えられる。

① 非特惠原産地規則の対象となる原産地要件を最小限にすること

非特惠原産地規則の対象となる原産地要件を最小限にするため、加盟国は、原産地要件の適用を数量割当やダンピング防止措置などの貿易救済措置の実施に必要な場合に限定すること、また、原産地のラベリングが要件とされる場合には、その対象を消費財（小売対象でない中間財は除く）に限定することが考えられる。

② 規則・証明手続きを簡素化・明確化・収れんすること

原産地規則協定に基づく調和作業は原産地を決定する規則を対象としており、原産地証明などの手続きは対象としていない。しかしながら、各国の多様でかつ異なる規則の存在に加え、証明手続きの複雑さが産業界にもたらす多大なコストを踏まえると、加盟国はそ

32 WTO (2017) G/RO/M/68参照

それぞれの非特惠原産地規則及び手続を出来る限り簡素かつ明確にし、その情報へのアクセスを改善することにより、予見性及び透明性を高めることが必要であると考えられる。さらに各国は、お互いの規則・手続きを出来る限り整合させることによって収れんを図っていくことが考えられる。特に、証明手続については、簡素化するための方策として、自己証明の受け入れ、また、第3者による証明書が必要とされる場合であっても、電子的な証明の受け入れを進めていくことが考えられる。

6. 調和作業の今後の考えられる動きの検討

今後は、スイス提案などに基づいて、加盟国が適用する非特惠原産地規則の簡素化に向けた検討が進められると考えられる。

調和作業の扱いについては、前述のとおり、統合テキストが調和原産地規則のドラフトとして存在する一方で、調和原産地規則として合意される見込みがない中、これを有効に活用していくことが考えられる。

その方策として2つが考えられ、1つは統合テキストを部分的に先行適用する、もう一つは統合テキスト全体をガイドラインとして適用するというものである。

① 統合テキストの部分適用

未解決の影響問題について CRO 議長が一般理事会への報告で述べているように³³、米国などは、調和原産地規則がアンチ・ダンピング協定などの他の協定の自国の適用に与える影響を懸念しており、その関係が整理されない限り、全体として統合テキストが受け入れられることはないと考えられる。しかしながら、Hoekman らは、統合テキストと現在発効している TPP などの4つの自由貿易協定 (FTA) で用いられている特惠原産地規則の比較を行い、一部の品目分野において類似性があるとしており³⁴、産業界へのヒアリングなどによって類似性のある品目分野について調査を行い、類似性が判明した品目分野から統合テキストを先行的に部分適用することが考えられる。

② 統合テキストのガイドライン化

調和原産地規則がない状況において、原産地規則関連の WTO における紛争解決事案は、1995年以降2007年までに7件、2008年以降は提起されておらずその件数は限られたものであり³⁵、原産地規則協定第2条 (調和作業終了までの経過期間の規律) が加盟国の恣意的運用に対して一定の規律を与えてきたとも言える。

2013年当時、調和作業の完了を主張した一部の加盟国がガイドラインとすることに反対したが³⁶、統合テキストが調和原産地規則として合意され調和作業が完了することが見込

33 WTO (2007) WT/GC/M/109参照

34 Bernard Hoekman and Stefano Inama (2017)参照

35 1995年以降、加盟国より申し立てられた紛争事案は全体で520件 (2016年末時点)、協定別にみると、GATT1994関連 (414件)、貿易救済措置であるダンピング防止措置関連 (117件)、相殺関税措置関連 (111件) が多く、原産地規則関連は7件となっている。(WTO Annual Report 2017 P.108参照)

36 WTO (2014) G/RO/M/61参照

まれない以上、統合テキストをガイドラインとし、将来的に、今後検討・作成が進められると考えられる原則及びガイドラインに従って、各国が自主的に実施すると見込まれる自国の非特惠原産地規則の簡素化作業を支援するツールとして活用していくことが考えられる。

おわりに

調和原産地規則の策定を目指し、1995年から3年の期限で作業が開始された調和作業は既に20年以上にもおよんでいるが、未解決の影響問題の存在によりその完了は見通せない状況である。

調和原産地規則がない状況において、グローバル・バリューチェーンの進展の中、非特惠原産地規則が企業に与える影響は複雑化し、そのコンプライアンス（遵守）のコストは多大なものとなっており、非特惠原産地規則及び手続きの簡素化の取り組みの必要性は高まっている。

今後、CROにおいて予定されている、非特惠原産地規則及び手続きの簡素化のための原則及びガイドラインの検討が進展することを期待したい。

また、長年の調和作業の成果としてまとめられた統合テキストについても、部分適用やガイドラインといった形での活用が図られることを期待したい。

参考文献

- 長谷川実也（2003）「WTO 新ラウンドーその論点と展望 第3回 地理的表示と原産地規則」日本関税協会『貿易と関税』2003年3月
- Bernard Hoekman and Stefano Inama（2017）“Rules of Origin as Non-Tariff Measures: Towards Greater Regulatory Convergence” European University Institute Working Paper RSCAS 2017/45
- WTO（2016）“Summary of the Information Session on Non-preferential Rules of Origin – 21 April 2016”, G/RO/W/162
- WTO（2016）“Summary of the Information Session on Non-preferential Rules of Origin – 21 September 2016”, G/RO/W/167
- WTO（2017）“Summary of the Information Session on Non-preferential Rules of Origin – 2 March 2017”, G/RO/W/170
- WTO（2014）“Minutes of the Meeting of 10 April 2014”, G/RO/M/62
- WTO（2014）“Minutes of the Meeting of 26 September 2013”, G/RO/M/61
- WTO（2015）“Minutes of the Meeting of 30 April 2015”, G/RO/M/64
- WTO（2016）“Minutes of the Meeting of 22 September 2016”, G/RO/M/67
- WTO（2016）“Minutes of the Meeting of 22 April 2016”, G/RO/M/66
- WTO（2016）“Minutes of the Meeting of 15 October 2015”, G/RO/M/65
- WTO（2017）“Minutes of the Meeting of 2 March 2017”, G/RO/M/68
- WTO（2013）“Report（2013） of the Committee on Rules of Origin to the Council for Trade in Goods”, G/L/1047

- WTO (2015) “Report (2015) of the Committee on Rules of Origin to the Council for Trade in Goods”, G/L/1127
- WTO (2016) “Report (2016) of the Committee on Rules of Origin to the Council for Trade in Goods”, G/L/1159
- WTO (2017) “Report (2017) of the Committee on Rules of Origin to the Council for Trade in Goods”, G/L/1188
- WTO (2014) “Exchange of Letters Between the Chairman of the Committee on Rules of Origin and the Chairman of the General Council Regarding the State of Play in the Harmonization Work Programme”, G/RO/W/152
- WTO (2007) “Draft Consolidated Text of Non-Preferential Rules of Origin”, G/RO/W/111
- WTO (2010) “Draft Consolidated Text of Non-Preferential Rules of Origin”, G/RO/W/111/Rev. 6
- WTO (2007) “Minutes of Meeting Held in the Centre William Rappard on 27 July 2007”, WT/GC/M/109
- WTO (2002) “Report of the Chairman of the Committee on Rules of Origin to the General Council”, G/RO/52
- WTO (2013) “Preferential Rules of Origin for Least Developed Countries Ministerial Decision of 7 December 2013”, WT/L/917
- WTO (2015) “Preferential Rules of Origin for Least Developed Countries Ministerial Decision of 19 December 2015”, WT/L/917/Add. 1
- WTO (2017) WTO Annual Report 2017
- WTO (2017) WTO 2017 News items “Members review implementation of preferential rules of origin for LDCs 4 October 2017” (https://www.wto.org/english/news_e/news17_e/roi_11oct17_e.htm, 2017年11月6日アクセス)
- WTO ホームページ (https://www.wto.org/english/tratop_e/tratop_e.htm, 2018年3月22日アクセス)

